

大阪府障害者施策推進協議会 意思疎通支援部会
盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ運営要綱（案）

平成31年2月8日

盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ 座長決定

（趣旨）

第一条 この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会運営要綱第11条の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（職務）

第二条 ワーキングは、大阪府障害者施策推進協議会要綱第2条に掲げる意思疎通支援部会の担当事務のうち、盲ろう者通訳・介助等に関する事務について調査審議し、意見を述べるとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

（組織）

第三条 ワーキングを組織する委員等（以下「ワーキング委員」という。）は5名以内とする。
2 ワーキング委員の任期は、1年とする。ただし、補欠のワーキング委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（ワーキンググループ座長）

第四条 ワーキングにワーキンググループ座長（以下「座長」という。）を置き、座長はワーキングを代表し、会務を掌理する。
2 座長は、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会に属する委員とする。

（会議）

第五条 ワーキングの会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。
2 ワーキングは、ワーキング委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 ワーキングの議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第六条 ワーキング委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第七条 座長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席ワーキング委員等の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(会議の公開)

第八条 ワーキングは、会議の公開に関する指針（昭和 60 年 11 月 26 日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると座長が認めるときは、この限りではない。

(意見の聴取等)

第九条 ワーキングは、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十条 ワーキングの庶務は、福祉部障がい福祉室自立支援課において行う。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。